

抵当権設定登記

(6)増築(住宅を増築して抵当権の設定登記をするとき)

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。 (7)参照
登記事項証明書	どちらでも可	提出	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 及び増築年月日が記載されているもの
いずれか1点 抵当権設定契約証書 金銭消費貸借契約書 等	どちらでも可	提出	債権が家屋の増築のためであることが確認できるもの